



神奈川県

市町村と連携した保健医療施策の推進

令和7年4月1日
神奈川県健康医療局

- ① 市町村不妊治療費助成事業費補助
- ② 産科・小児医療施設等誘致事業費補助
- ③ 若年がん患者在宅療養支援事業費補助



① 市町村不妊治療費助成事業費補助

1 概要

(1) 目的

- 不妊治療に係る経済的負担を市町村と県が協力して軽減し、
希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図る。

(2) 事業内容

- 市町村が先進医療に係る不妊治療の費用への助成事業を実施する場合、
県が当該事業費の一部を支援。

(3) 令和7年度予算額 4,725万円（令和6年度：3億2,500万円）

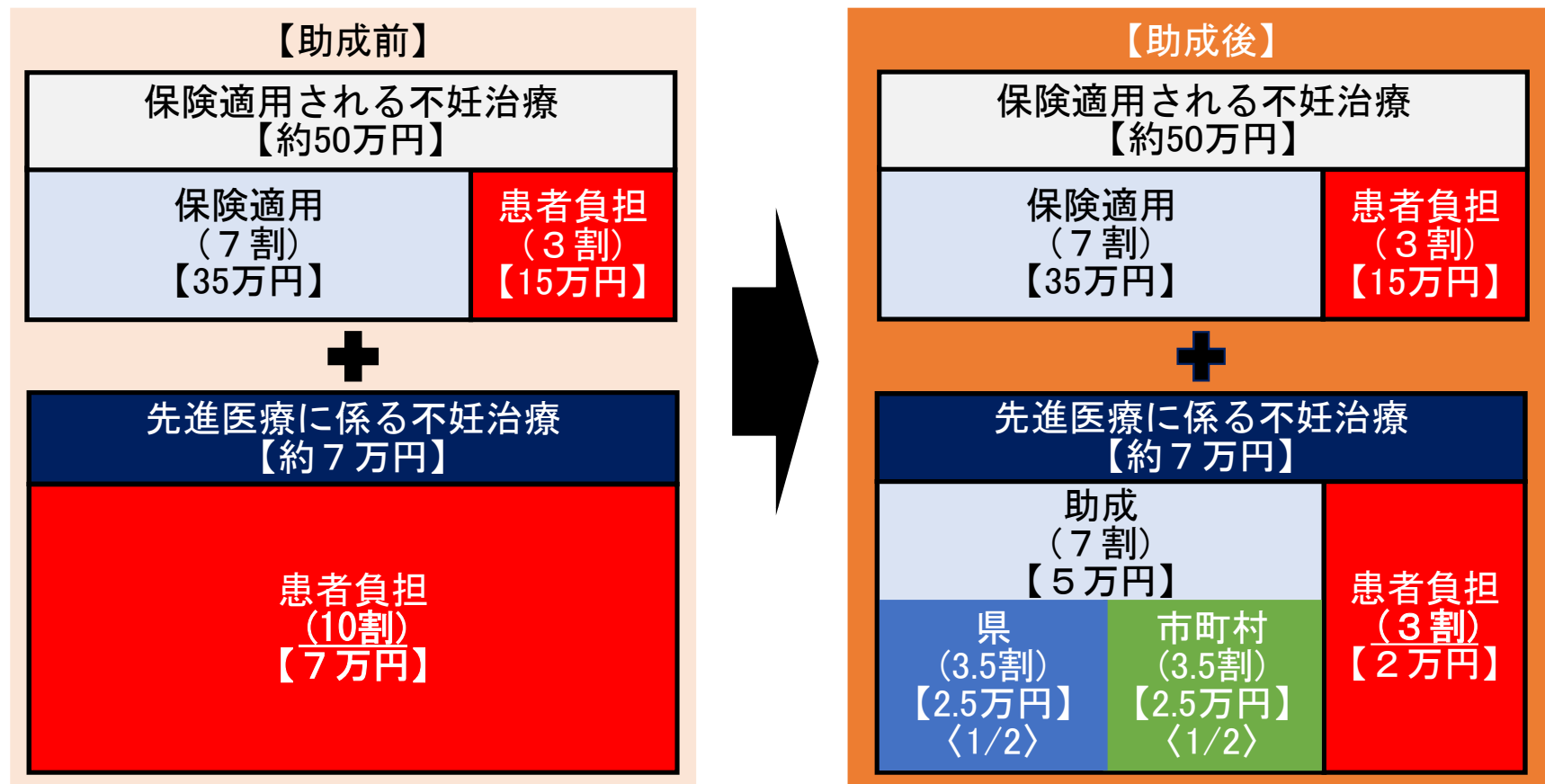
- 6年度から継続、及び7年度から開始する市町村分に係る予算を計上。
- 今後、実施する市町村が増える場合には補正予算計上等で対応。

【6年度から継続】：(16自治体) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、秦野市、
大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、中井町、大井町、
松田町、山北町、開成町、愛川町

【7年度から開始】：(3自治体予定)

2 事業イメージ

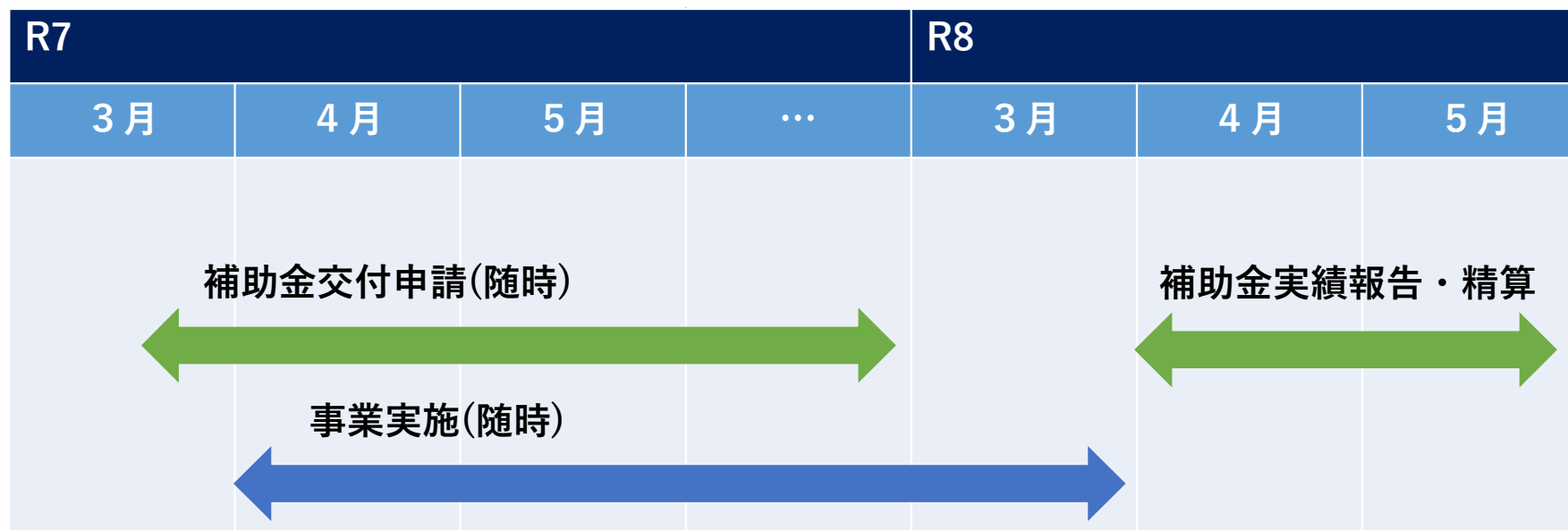
- 先進医療に係る不妊治療は、保険適用される不妊治療と併用され10割負担である。
- これを 3割負担（保険適用と同等の負担）となるように助成する。



3 県の補助内容

項目	概要	備考
補助対象となる事業		
実施主体	市町村	
事業内容	個人への助成事業	
対象費用	先進医療に係る不妊治療の費用	
助成率	対象費用の7割／回	○ 保険適用の不妊治療に準じる
助成上限額	50千円／回	○ 一般的な先進医療治療費から設定
助成回数	初回治療時の妻の年齢に応じて、 39歳までは6回、40歳以降は3回	○ 保険適用の不妊治療に準じる
年齢要件	初回治療時の妻の年齢は42歳以下	
対象経費	助対象事業に係る経費	
補助率	助成1件あたり費用の1／2	○ 助成事業の上限額の1／2 (50千円×1／2＝25千円)
補助上限額	助成1件あたり25千円	
実施期間	令和6～8年度(3年間)	

4 令和7年度スケジュール



- 予算成立後に交付申請の受付を開始（7年3月下旬）。以降、随時申請を受付。
- 7年度途中に助成事業を開始した場合でも、対象者を7年4月に遡及することも可能。

問合せ先
健康医療局 保健医療部
健康増進課 母子保健グループ
電 話：045-210-4786
メー ル：kenzou-hoken@pref.kanagawa.lg.jp



② 産科・小児医療施設等誘致事業費補助

1 - 1 概要

令和 7 年度予算額：6 億6,160万円

1 目的

県民が安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、産科・小児医療施設を開設する事業者に対し、施設・設備整備費用を補助

2 内容

(1) 基本的な考え方

ア 既存の国庫補助を活用した上で、より誘致を促進するため、
県負担（子ども子育て基金）による

- ・ **上乗せ補助**（産科医療施設※の整備に係る事業者負担分への支援）
- ・ **横出し補助**（対象経費及び対象施設の拡充）

を行う。

1 - 2 概要

2 (2)補助事業のポイント

ア 産科医療施設※は国庫補助 1 / 2 に加え、残り 1 / 2 も県が補助

イ 国庫補助対象外である小児科にも県が 1 / 2 を補助

(3)対象地域

対象地域は、産科・小児科、助産所いずれも県全域

(4)その他要件

ア 市町村のニーズに合った開設となるよう、市町村の同意が補助条件

イ 県内移転の場合は、原則、医師偏在指標（分娩取扱または小児科）が
全国平均を上回る地域から下回る地域への移転が対象
（県外からの移転など、新規開設は県全域が対象）

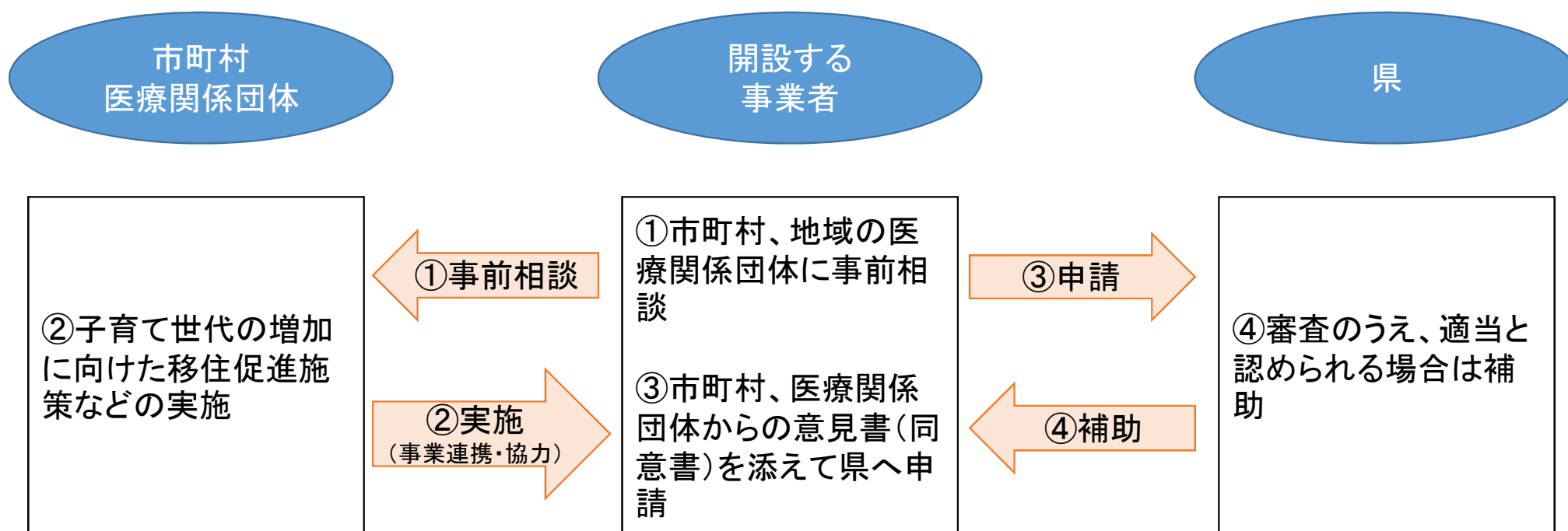
※今までは分娩取扱施設のみ国庫補助の対象だったが、令和6年度厚生労働省補正予算により、分娩を取り扱わない産科医療施設も国庫補助対象となる可能性が示された。（なお、現時点で詳細は未公表）

2 県の補助内容

対象施設	産科医療施設		小児医療施設
	分娩取扱施設	妊婦健診 産後ケア 等	
対象経費	○新築・増築等に要する施設整備費／医療機器・その他備品の設備整備費		
基準単価	【施設整備】 ○分娩室等：鉄筋・木造 285,900円/㎡、ブロック 249,700円/㎡ ○宿泊施設：鉄筋・木造 318,700円/㎡、ブロック 278,800円/㎡		
	【設備整備】 ○医療機器／その他備品：それぞれ17,035千円／1か所		
基準面積	○分娩室等：194㎡ ○宿泊施設：室数(2室が限度)×40㎡	○診察室等：160㎡	
補助率 赤字が上乗せ 青字が横出し	○施設整備：国1／2、県1／2 ○設備整備(医療機器)：国1／2、県1／2 ○設備整備(上記以外)：県1／2 ※国庫補助非活用施設は全て県1／2		○全て県1／2
補助上限額	106,511千円	71,295千円	39,906千円
主な補助条件	○市町村が開設に同意かつ子育て世代の移住施策を実施 ○医療関係団体等との協力体制の構築		

3 補助スキーム・活用実績

補助スキーム

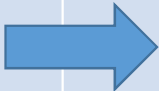
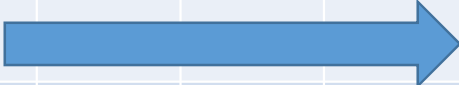
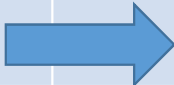
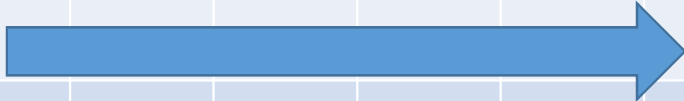
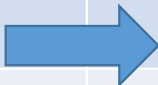


活用実績

令和5年度交付決定：2件

令和6年度交付申請：3件

4 令和7年度スケジュール

	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8年 4月
国庫受付													
基金受付													
交付決定													
施工期間													
実績報告													
精算払													

問合せ先

健康医療局 保健医療部

医療整備・人材課 医療整備グループ

電 話：045-210-4874

メール：ouhuku-chiikiiryous@pref.kanagawa.lg.jp



③ 若年がん患者在宅療養支援事業費補助

令和7年度当初予算額：318万円

(1) 目的

- 40歳未満の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で最後まで安心して自分らしい生活ができるよう、在宅生活に必要な経費の一部を補助し、患者とその家族の負担を軽減する。

(2) 課題等

- 40歳未満の末期がん患者は、40歳以上が対象となる介護保険制度の対象外であることから、在宅療養に係る費用の支援を受けることができず、経済的負担となっている。
- 県は、令和4年度より事業を開始したが、実施市町村は、現在、県事業開始前から実施する市を含めて7市にとどまり、居住市町村によっては支援を受けられない。

実施市町村

【実施中】

横浜市、川崎市、相模原市、
鎌倉市、藤沢市、大和市、
海老名市

【令和7年度検討中】

4市町

1 - 2 概要

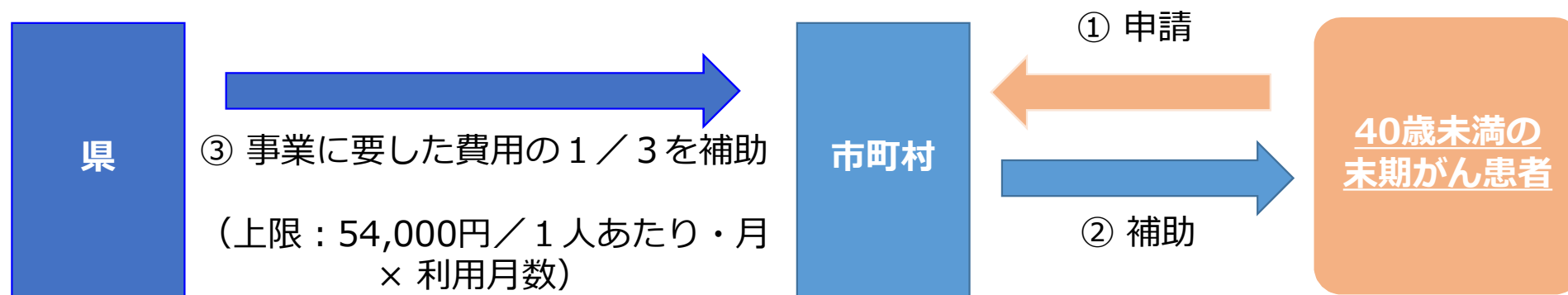
(1) 事業内容

市町村が、在宅生活に係る経費の一部を助成する事業を実施した場合に、その費用の一部（1 / 3）を補助する。

＜在宅生活に係る経費(例)＞

- 在宅で生活するために必要な医療・福祉サービスに係る費用
（訪問介護、訪問入浴介護等）
- 福祉用具・介護用品の貸与又は購入等に係る費用

(2) 事業イメージ



2-1 若年がん患者支援について

(1) 県内若年がん患者の状況

	罹患者数	死亡者数
令和2年	1,556人	148人
令和元年	1,618人	152人
平成30年	1,622人	166人

対象数は、各市町村の人口比からすると、決して過大なものではないと思われます。

出典：全国がん登録

【参考】罹患者率が高いがん種（全国）

	1位	2位	3位
0～14歳	白血病<38%>	脳腫瘍<16%>	リンパ腫<9%>
15～19歳	白血病<24%>	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍<17%>	リンパ腫<13%>
20～29歳	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍<16%>	甲状腺がん<12%>	白血病<11%>
30～39歳	女性乳がん<22%>	子宮頸がん<13%>	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍<8%>

出典：小児・AYA世代のがん患者データ2009～2011（国立がん研究センター）

2-2 若年がん患者支援について

(2) 患者・家族等の声

- ・ 自宅で、介護費用等の支援を受けながら、家族と一緒に最期まで充実した時間を過ごすことができた。
- ・ 住んでいる市町村で、受けられる支援に差が生じないようにしてほしい。

【参考】国への提案

県では、令和4年度から、国に対して、国が全国一律で支援を行うよう提案。

＜令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案＞（令和6年7月）

末期がんの若年がん患者が、住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活を送れるよう、訪問介護サービスや福祉用具の購入等、在宅で生活するために必要な経費に対する支援制度を国として構築すること。

※令和7年度も引き続き提案予定。

3 令和7年度スケジュール

※ 年度途中でも交付申請可

令和7年				令和8年	
4月	5月	8月頃	12月頃	3月	4月
交付申請	交付決定	8年度実施 見込調査	7年度所要額 見込調査	変更交付申請 期限	各市町村へ 支払

未実施の市町村におかれては、実施についてぜひご検討いただきたい。

県HPにて実施自治体の情報を掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/shyouniaya.html>

問合せ先

健康医療局 保健医療部

がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ

電 話 : 045-210-5015

メール : cancer_health@pref.kanagawa.lg.jp